**平成２７年（フ）第４１号**
広島県三原市宮浦４丁目８番15号　アルヴェールＡ102号
債務者　カラオケもしもしこと　松村　俊枝
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２７年（フ）第６６号**
広島県尾道市因島土生町1824番地７
債務者　青木　啓一
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２７年（フ）第７９号**
広島県尾道市防地町23番２号、前住所福岡市博多区東那珂２丁目14番33―409号、前々住所福岡県春日市須玖北９丁目159番地　レオパレス2000・103号
債務者　原口　雄太
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２７年（フ）第２３３号**
愛媛県松山市和泉南４丁目４番21号　レオパレス和泉南206号、住民票上の住所愛媛県松山市和泉南４丁目４番21号　和泉南206号
債務者　今井　由美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２４７号**
愛媛県松山市太山寺町850番地　城北運送８号
債務者　沖田　知之
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２５３号**
愛媛県松山市森松町1025番地１　倫世館Ａ201号
債務者　山之内義隆
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２５８号**
愛媛県松山市土居田町608番地９　スミレコーポ102号
債務者　西村　　俊
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１２５号**
愛媛県西条市喜多台448番地１　東予プラザハイツ103号、前住所愛媛県西条市国安158番地10　県営東予団地１―31
債務者　一色　真紀
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２７年（フ）第４７号**
愛媛県今治市宮下町１丁目８番24号　メゾンハイツ銀杏201号、前住所愛媛県今治市室屋町７丁目２番12号、前々住所愛媛県今治市大正町４丁目２番地10
債務者　岡本　千晶
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２７年（フ）第４６号**
愛媛県宇和島市祝森甲905番地
債務者　福本加保利
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２７年（フ）第２６０号**
佐賀市川副町大字西古賀254番地８
債務者　平田　好恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２６２号**
佐賀市田代１丁目１番５―207号　カルム佐賀
債務者　小野　淑夫
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２６５号**
佐賀市久保田町大字久富597番地
債務者　藤木　洋子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第５６６号**
熊本市中央区大江３丁目10番６―501号　セシール大江
債務者　土持みちる
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第３７６号**
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目12番41号
債務者　田尻ゆかり
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第１４号**
沖縄県石垣市新栄町５番地３　古波蔵マンション202
債務者　金城　　恵（旧姓前盛・前川）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２７年（フ）第１３９号**
茨城県取手市井野台５丁目12―20　谷口ハイツ103号室、住民票上の住所茨城県守谷市けやき台６丁目20番地26
債務者　比嘉　真莉
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係